

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十六条第二項第二号の規定に基づき、鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の耐久性等関係規定を第二に指定し、同令第八十条の二第二号の規定に基づき、鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第三から第十一までに定め、及び同令第九十四条及び同令第九十九条の規定に基づき、鉄筋コンクリート組積体の許容応力度及び材料強度を第十三のよつに定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 林 寛子

鉄筋コンクリート組積造の安全上必要な技術基準を定める等の件

第一 この告示において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 組積ユニット 平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十四号に掲げる建築材料で、フェイスシエル（コンクリート等の充てん材の形枠として部材の表面に露出する部分をいう。以下同じ。）及びウェブ（フェイスシエルを連結し組積ユニットの形状等を確保するための部分をいう。以下同じ。）に

より構成されるもの

- 一 鉄筋コンクリート組積造 組積ユニットを目地モルタル等を用いて組積し、空洞部内に縦横に鉄筋を配置した後、コンクリート又はモルタルを充てんし一体化する構造方法
- 二 鉄筋コンクリート組積体 組積ユニットを目地モルタル等を用いて組積し、その空洞部にコンクリート又はモルタルを充てんし一体化したもの
- 三 打込み目地鉄筋コンクリート組積体 組積ユニットを接着材（耐力壁等の脚部にあつては、根付モルタル）を用いて組積し、その空洞部にコンクリート又はモルタルを充てんし一体化したもの

第三 建築基準法施行令（以下「令」といふ。）第八十条の二に基づく鉄筋コンクリート組積造に係る安全上必要な技術的基準のうち、令第三十六条第二項第二号に基づき規定する耐久性等関係規定として指定する基準は、第五、第六並びに第七第一号及び第三号の規定とする。

第四 令第八十条の二第二号に規定する鉄筋コンクリート組積造の建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準は、次の各号及び第五から第十二のとおりとする。

- 一 軒の高さは十六メートル以下とすること。

一 階高（床版の上面からその直上階の床版の上面（最上階又は階数が一の建築物にあつては、構造耐力上主要な壁と屋根版が接して設けられる部分のうち最も低い部分における屋根版の上面）までの高さをいう。）は三・五メートル以下とすること。ただし、第十二第一号及び第四号に定める構造計算を行った場合にあつては、この限りでない。

二 地階を除く階数を三以下とし、かつ、耐力壁（構造耐力上主要な壁のうち、その頂部及び脚部を当該壁の厚さ以上の壁ばり（最下階にあつては、基礎ばり）又は当該壁にはほぼ直交する構造耐力上主要な壁に緊結し、当該壁に生じる力を相互に伝えることができるようにしたものをいう。以下同じ。）の水平断面積が、次の式に適合しなければならない。ただし、第十二に定める構造計算を行った場合にあつては適用せず、地階を除く階数を五以下とすることができる。

$$\sqrt{\frac{F}{18}} A_w \geq Z R_t A_i W$$

この式において、 F 、 A_w 、 Z 、 R_t 、 A_i 及び W は、それぞれ次の値を表すものとする。

F 鉄筋コンクリート組積体の設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

。ただし、打込み目地鉄筋コンクリート組積体にあつては、等価設計基準強度（打込み目地鉄筋コンクリート組積体の設計基準強度に、組積ユニットの厚さに対する打込み目地鉄筋コンクリート組積体の構造壁厚（打込み目地部分における充てんコンクリート又は充てんモルタルの最大幅をいう。）の比を乗じた数値をいう。以下同じ。）とする。いずれの場合においても、当該数値が三十六を超える場合にあつては、三十六とする。

A_w 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積の和（単位 平方メートル）

Z 令第八十八条第一項に規定する Z の数値

R_t 令第八十八条第一項に規定する R_t の数値

A_i 令第八十八条第一項に規定する A_i の数値

W 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定によつて指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（単位 ニュートン）

第五 コンクリート、モルタル及び鉄筋

- 一 構造耐力上主要な部分に用いるコンクリート及びモルタルの材料については、令第七十二条の規定を準用する。
- 二 構造耐力上主要な部分に用いる鉄筋は、径九ミリメートル以上の異形鉄筋とする。ただし、床版及び屋根版には径六ミリメートル以上の素線による溶接金網を用いることができる。
- 三 鉄筋コンクリート部分のコンクリートの設計基準強度、充てんコンクリート及び充てんモルタルの設計基準強度は、一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上としなければならない。

第六 組積ユニットの品質

組積ユニット（基本形組積ユニット及び異形組積ユニットをいう。以下同じ。）の品質は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 使用上、耐久上有害となるひび割れ、角かけ、きず、ひずみ並びにそり等がないものであること。
- 二 基本形組積ユニットの形状は、次に定めるところによること。
 - イ ウェブは、組積ユニットを組積した場合に隣接することがなく、かつ、中空部が縦方向に連続し中

- 空部へのコンクリート又はモルタルの充てんに支障のない間隔となるように配置すること。
- ロ フェイスシエルの一般部における厚さは、二十五ミリメートル以上であること。
- ハ 厚さ及び長さ並びに高さの実寸法によって求められる容積に対する空洞部の容積の割合は、四十五パーセント以上六十五パーセント以下であること。
- ニ ウエブにおける最小の垂直断面積の合計は、モジュール寸法（組積ユニットの厚さ、長さ及び高さに目地厚さを加えた寸法をいう。以下同じ。）による長さに高さを乗じた数値の \cdot 八倍以上であること。
- ホ 組積ユニットの厚さ方向の中心におけるウエブのせいは、モジュール寸法による高さの \cdot 六五倍以下であること。
- ク 打込み目地組積ユニットのフェイスシエルの内側端部の開先幅は、八ミリメートル以上十二ミリメートル以下とし、打込み目地組積ユニット同士の接合面内側端からフェイスシエル内側に三ミリメートルの位置における開先幅は三ミリメートル以上であること。
- 三 異形組積ユニットの形状は、前号イ、ロ及びクによるほか、基本形組積ユニットに組み合わせて使用

できるものとする。

四 圧縮強度は、コンクリート製のものにあつては二平方ミリメートルにつき二十二キロートン以上、セラミック製のものにあつては二平方ミリメートルにつき四十二キロートン以上とする。

五 体積吸水率は、組積ユニットの材質に応じて、次の表に掲げる式によつて計算した数値以下の数値とする。

組積ユニットの材質	体積吸水率
コンクリート製	$20 - \left(\frac{2\sigma}{5} - 8 \right)$
セラミック製	$20 - \left(\frac{2\sigma}{5} - 16 \right)$
この表において、 σ は、組積ユニットの圧縮強度（単位 二平方ミリメートルにつき一キロートン）を表すものとする。	

六 透水性は、一時間あたり一平方メートルにつき二百ミリリットル以下とする。ただし、建築物の外壁からの漏水に対して有効な措置を行う場合にあつては、この限りでない。

七 吸水層（二十四時間以上水中に浸けた場合に水分が浸透する層をいつ。）の厚さは、フェイスペインセル厚さの三分の二以下であること。

八 鉄筋コンクリート組積体及び打込み目地鉄筋コンクリート組積体の設計基準強度は、一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上とすること。

第七 目地、配筋及び充てん

一 組積ユニットは、その目地塗面に目地モルタル、根付けモルタル及びその他の接着材が行きわたるものとし、縦方向に目地が連続しないように組積しなければならない。

二 組積ユニットの空洞部に配筋する鉄筋は、鉄筋の継手部及び定着部を除き、一方向につき二本以下としなければならない。ただし、割裂破壊に対して構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

三 組積ユニットの空洞部は、充てんコンクリート又は充てんモルタルで密実に埋めなければならない。

第八 基礎及び基礎はり

一 基礎の構造は、平成十二年建設省告示第千三百四十七号に定めるところによらなければならない。

二 基礎ばりは、一体の鉄筋コンクリート造としなければならない。ただし、令第八十二条の第一号から第三号までに定める構造計算を行い、構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

第九 床版及び屋根版の構造

構造耐力上主要な部分である床版及び屋根版は、鉄筋コンクリート造とし、かつ水平力によつて生ずる応力を構造耐力上有効に耐力壁及び壁ばり（最下階の床版にあつては、基礎ばり）に伝えることができる剛性及び耐力をもつた構造としなければならない。ただし、第十二第四号に定める構造計算を行い、構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りではない。

第十 耐力壁の構造

耐力壁は、次に定めるところによらなければならない。ただし、第十一第四号に定める構造計算を行い、構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、第一号及び第六号から第八号までの規定を、令第八十二条の第一号から第三号までに規定する構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては第二号の規定を、それぞれ適用しないものとする。

- 一 上階の耐力壁は下階の耐力壁と連続して配置しなければならない。ただし、地階を除く階数が三以下の建築物にあつて、耐力壁の下に有効に連続した壁はり又は上階の耐力壁にほぼ直交する耐力壁が下階に配置されている場合は、この限りでない。
- 二 耐力壁の中心線により囲まれた部分の水平投影面積は、六十平方メートル以下としなければならない。
- 三 耐力壁の長さは、五九三ミリメートル、又は、端部の縦補強筋（壁の両端部に配置した縦補強筋をいう。以下同じ。）と一本以上の中間縦補強筋（縦補強筋のうち端部の縦補強筋以外の補強筋をいう。以下同じ。）を配筋できる長さのうち、いずれか小さい方の数値以上としなければならない。
- 四 耐力壁の厚さは百九十三ミリメートル、又は、構造耐力上主要な鉛直支点間距離を二二で除した数値のうち、いずれか大きい方の数値以上とする。
- 五 耐力壁に用いるせん断補強筋の末端は、かぎ状に折り曲げなければならない。ただし、端部以外の部分にあつては、この限りではない。
- 六 耐力壁に用いるせん断補強筋比（耐力壁の鉛直断面における鉄筋コンクリート組積体の断面積に対

するせん断補強筋の断面積の和の比をいう。以下同じ。)及びせん断補強筋の間隔は、階の位置に応じて次の表によらなければならない。

階	せん断補強筋比	せん断補強筋の間隔
最上階から数えて三までの階	・ 二以上	組積ユニットのモジュール寸法による高さ又は三百ミリメートル以下
最上階から数えて四以上の階及び地階	・ 二五以上	組積ユニットのモジュール寸法による高さ又は二百ミリメートル以下

七 耐力壁には、次のイから八によつて縦補強筋を配筋しなければならない。

イ 端部の縦補強筋は、階の位置に応じて次の表によらなければならない。

階の位置	端部の縦補強筋
最上階から数えて三までの階	一本以上の径十二ミリメートルの鉄筋
最上階から数えて四以上の階及び地階	一本以上の径十五ミリメートルの鉄筋

ロ 縦補強筋の間隔は、組積ユニットのモジュール寸法による長さ以下かつ四百ミリメートル以下とし

なければならない。

- ハ 縦補強筋比（耐力壁の水平断面における鉄筋コンクリート組積体の断面積に対する縦補強筋の断面積の和の比をいう。）は、 \cdot 一以上としなければならない。
- ニ 地階の耐力壁は、鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート組積造としなければならない。

第十一 壁ばり

壁ばりは、次に定めるところによらなければならない。ただし、令第八十一条第一号から第三号までに定める構造計算を行い、構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、第一号の規定を、第十一第四号に定める構造計算を行い、構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、第二号及び第三号の規定を適用しない。

- 一 壁ばりのせいは四百五十ミリメートル以上としなければならない。
- ニ せん断補強筋は二百ミリメートル以下の間隔で復配筋として配置し、かつ、せん断補強筋比（壁ばりの水平断面における鉄筋コンクリート組積体の断面積に対するせん断補強筋の断面積の和の比をいう。）は \cdot 一五（壁ばりの内のり長さをせいで除した数値が一・五未満の場合にあつては、 \cdot

三) 以上としなければならない。

三 壁ばりには、次に定めるところによって横補強筋を配置しなければならない。

イ 端部には、径十二ミリメートル以上の鉄筋を、次の式によって計算した断面積以上となるように配置しなければならない。

$$a_t = 0.002bd$$

この式において、 a_t 、 b 及び d はそれぞれ次の値を表すものとする。

a_t 端部の横補強筋の必要断面積（単位 平方ミリメートル）

b 壁ばりの幅（単位 ミリメートル）

d 壁ばりの有効せい（壁ばりのせいから、壁ばりの引張り縁と引張側端部の横補強筋の重心間の距離を減じた数値をいう。）（単位 ミリメートル）

ロ 中間横補強筋（壁ばりの横補強筋のうち端部の横補強筋以外の補強筋をいう。）の間隔は、四百ミリメートル以下としなければならない。

ハ 横補強筋比（壁ばりの鉛直断面における鉄筋コンクリート組積体の断面積に対する横補強筋の断面

積の和の比をいう。)は、
・ 二五以上としなければならない。

第十一 階数を適用除外とする構造計算

第四第三号の規定を適用除外とする場合の構造計算は、次に定めるところによりする構造計算とする。

- 一 令第八十二条の二に定める構造計算につき、「二百分の一」を「二千分の一」に読み替えて行つこと。
- 二 令第八十二条の三第一号及び第二号に定める構造計算を行つこと。
- 三 各階の鉄筋コンクリート組積造の耐力壁の水平断面積が次の式に適合することを確かめること。ただし、次号に定める構造計算を行つた場合は、この限りでない。

$$\sqrt{\frac{F}{18}} A_w \geq \frac{2}{3} Z R_t A_i W$$

この式において、F、 A_w 、Z、 R_t 、 A_i 及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

F 鉄筋コンクリート組積体の設計基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニコート)

。ただし、打込み目地鉄筋コンクリート組積体にあつては、等価設計基準強度とする。

A_w 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積の和（単位 平方
ミリメートル）

Z 令第八十八条第一項に規定する Z の数値

R_t 令第八十八条第一項に規定する R_t の数値

A_i 令第八十八条第一項に規定する A_i の数値

W 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定に基づき指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（単位 ニュートン）

四 令第八十二条の四に定める構造計算を行なうこと。この場合において各階の D_s は、当該階の張り間方向及びけた行方向について次の表により定められる D_s の数値のうち最大の数値以上の数値を用いるものとする。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靱性を適切に評価して算出できる場合においては当該算出によることができる。

	架構の性状	D_s の値
--	-------	----------

(一)	架構を構成する部材に生ずる応力に対して割裂き、せん断破壊その他の耐力が急激に低下する破壊が生じ難いこと等のため、塑性変形の度が高いもの	・四五
(二)	(一)に掲げるもの以外のもので、架構を構成する部材に生ずる力に対して割裂き、せん断破壊その他の耐力が急激に低下する破壊が生じ難いこと等のため、耐力が急激に低下しないもの	・五
(三)	(一)及び(二)に掲げる以外のもの	・五五

第十三 鉄筋コンクリート組積体の許容応力度及び材料強度

一 鉄筋コンクリート組積体の許容応力度は次の表一に、材料強度は次の表二によらなければならない。

表一

	圧 縮	せん断
長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	$\frac{F}{3}$	$\frac{\sqrt{(0.1F)}}{3}$
短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	$\frac{2F}{3}$	$\frac{\sqrt{(0.1F)}}{2}$
この表において、Fは、次の値を表すものとする。 F 鉄筋コンクリート組積体の設計基準強度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン) ただし、打込み目地鉄筋コンクリート組積体にあつては、等価設計基準強度とする。		

表二

	圧 縮
材料強度	F
この表において、Fは、表一に規定するFの数値（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。	

一 鉄筋コンクリート組積体に対する鉄筋の許容付着応力度は、平成十二年建設省告示第千四百五十号によらなければならない。この場合において、コンクリートの設計基準強度の代わりに鉄筋コンクリート組積体の設計基準強度を用いるものとする。ただし、充てんコンクリート又は充てんモルタルの設計基準強度が鉄筋コンクリート組積体の設計基準強度を下回る場合にあつては、鉄筋コンクリート組積体の設計基準強度の代わりに充てんコンクリート又は充てんモルタルの設計基準強度を用いるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。